

日本眼科学会倫理委員会 議事録

日 時：令和 2 年 4 月 1 日（水）

場 所：E-mail 会議

出席者：西田輝夫委員長、新家 眞副委員長、寺崎浩子幹事
相原 一、北岡 隆、坂本泰二、佐藤美保、澤 充、
山本哲也 各委員（自然科学有識者・眼科医）
大林雅之、光石春平 各委員（人文・社会科学の有識者）
森 正勝委員（一般の立場代表者）

欠席者：なし

議 題：研究課題名「次世代眼科医療を目指す、ICT/人工知能を活用した画像等データベースの基盤構築」に関連する 4 つの研究の倫理審議

議 事：

1. 西田委員長が議長となり、議事が進行された。
2. 日本眼科学会が主導する「次世代眼科医療を目指す、ICT/人工知能を活用した画像等データベースの基盤構築」の研究代表者大鹿哲郎氏から次に挙げる 2 件の研究計画書等の変更と 2 件の新規倫理審議申請があり、研究計画書等の改変を依頼していた。今回、提出された改変後書類に基づき再審査を行った。その結果、次に示すとおり、研究計画書等の一部文言の修正を条件に、全会一致で承認することとした。
 - ① 「次世代眼科医療を目指す、ICT/人工知能を活用した画像等データベースの基盤構築」の研究計画書等の変更申請
修正コメント：
 - 1) 知的財産権の帰属に関し、「契約等の定めるところにより発明者・・・に帰属する。」との記述が追加されているが、「発明者」は「作成者」に変更すること。（アルゴリズムについては、内容により、「発明者」（特許を受ける権利の取得）として、または「著作者」（著作権を取得）として、個人が権利を取得する可能性があるが、この両概念を「作成者」と呼ぶため。）
 - ② 「次世代眼科医療を目指す、ICT/人工知能を活用した画像等データベースの基盤構築」のプロジェクト 1（眼底写真の診断）の研究計画書等の変更申請
修正コメント：
 - 1) 知的財産権の帰属に関し、「契約等の定めるところにより発明者・・・に帰属する。」との記述が追加されているが、「発明者」は「作成者」に変更すること。（アルゴリズムについては、内容により、「発明者」（特許を受ける権利

利の取得)として、または「著作者」(著作権を取得)として、個人が権利を取得する可能性があるが、この両概念を「作成者」と呼ぶため。)

- ③ 「次世代眼科医療を目指す、ICT/人工知能を活用した画像等データベースの基盤構築」のプロジェクト2(前眼部の診断)の新規倫理審議申請

修正コメント:

- 1) 知的財産権の帰属に関し、「契約等の定めるところにより発明者・・・に帰属する。」との記述が追加されているが、「発明者」は「作成者」に変更すること。(アルゴリズムについては、内容により、「発明者」(特許を受ける権利の取得)として、または「著作者」(著作権を取得)として、個人が権利を取得する可能性があるが、この両概念を「作成者」と呼ぶため。)

- ④ 「次世代眼科医療を目指す、ICT/人工知能を活用した画像等データベースの基盤構築」のプロジェクト3(眼部腫瘍の診断)の新規倫理審議申請

修正コメント:

- 1) 知的財産権の帰属に関し、「契約等の定めるところにより発明者・・・に帰属する。」との記述が追加されているが、「発明者」は「作成者」に変更すること。(アルゴリズムについては、内容により、「発明者」(特許を受ける権利の取得)として、または「著作者」(著作権を取得)として、個人が権利を取得する可能性があるが、この両概念を「作成者」と呼ぶため。)

3. 今後、「次世代眼科医療を目指す、ICT/人工知能を活用した画像等データベースの基盤構築」事業で構築されたデータベースの管理を一般社団法人 **Japan Ocular Imaging Registry (JOIR)** に委託し、**JOIR** が関連研究および事業を展開していくに当たり、日本眼科学会と **JOIR** との間で両者の責任と関係性を明確にするための覚書締結を理事会に提案することとした。

以上